

一般社団法人 ESG 情報開示研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ESG情報開示研究会（英文名 ESG Disclosure Study Group）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。第2章 目的及び事業（目的）

第3条 当法人は、企業による適切な ESG情報開示の在り方に関する研究を通じて、社会の持続的な発展と企業が自らの価値を高め成長することを調和させる仕組みの創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 効果的で効率的な ESG情報開示のフレームワークの探究
 - (2) ESG情報開示に係る実践例（実証）の蓄積
 - (3) より良い意思決定に向けたステークホルダー間の相互理解の促進
 - (4) 研究成果に関するホワイトペーパーの発行
 - (5) 前各号に付帯又は関する事業であつて、当法人の目的達成に必要な事業
- 第3章 社員（入社）

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同し、入社した者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員としてこれを構成する。

2 社員となるためには、正会員あるいはそれに準じるものが、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。1

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。第7条から第9条に定める退社、除名、資格喪失により社員でなくなった場合においても、理由の如何に関わらず、既に支払われた入会金及び当該年度に係る会費は払い戻されないものとする。

(退社)

第7条 社員は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得て退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第30条に則り、同法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した社員名簿を作成する。

2 社員は、社員名簿の記載内容に変更があるときは、速やかに当法人に通知しなければならない。第4章 社員総会（構成）

臨時社員総会及び臨時社員総会（以下、総称して「社員総会」という。）は、全ての社員をもってこれを構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属

明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
(開催)

第16条 社員総会は、第36条に定める毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された代表理事が招集する。ただし、当該代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序に基づき指定された代表理事又は理事がこれに代わり招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、書面又は電磁的方法により社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 前各号に定めるものの他、一般法人法で定められた事項

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された代表理事がこれに当たる。当該代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の代表理事又は理事が当該代表理事に代わり議長を務めるものとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作

成する。

第5章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名以上3名以内を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第22条 代表理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、当法人を代表し、業務を総理する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前各項に定めるもののほか、監事は、当法人に対して、一般法人法に定める権利を行使し、同法所定の職務を行うものとする。

(役員の解任)

第2 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第2 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益）は、無報酬とする。ただし、当法人の活動のために要した費用がある場合については、別に定める基準により、弁償するものとする。

2 監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益）は、社員総会の決議によって定める。ただし、当法人の活動のために要した費用がある場合については、別に定める基準により、弁償するものとする。

(取引の制限)

第2 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第2 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。第6章 理事会（構成）

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第3 ~~理事会~~は、代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された代表理事が招集する。

2 前項の指定された代表理事が欠けたとき又は当該代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の代表理事又は理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第3 ~~理事会~~の議長は、代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された 代表理事がこれに当たる。

2 前条第2項に基づく理事会においては、あらかじめ理事会が定めた順序により他の代表理事又は理事が、前条第1項の指定された代表理事を代行して議長を務めるものとする。

(決議)

第3 ~~理事会~~の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第3 ~~理事~~又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

2 一般法人法第91条第2項の規定による報告については、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(議事録)

第3 ~~理事会~~の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第3 ~~理事会~~の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。6

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事の中からあらかじめ理事会で指定された代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類は、定時社員総会の招集の通知に際して、監査報告とともに社員に提供されるものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 定款は、社員総会の決議によって変更することができる。この場合の決議は、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われるものとする。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議又は一般法人法第148条で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第

17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

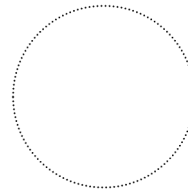
(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和2年6月15日 法人設立
令和4年9月 1日 改正

令和4年9月1日

以上は、当法人の現行の定款に相違ない。
一般社団法人ESG情報開示研究会
代表理事 増田典生



届出印